

組合員の範囲に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下「組合」という。）は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に定める者の範囲は次の職員とすることを確認した。

ただし、法人は、本確認書締結時に第13各号に掲げる職に配置され組合に参加している者については、当該職から次の職への人事異動までの間は、この確認書にかかわらず組合への参加を認めるものとする。

なお、法人又は組合から、確認事項について変更の申し出があった場合は、双方が協議するものとする。

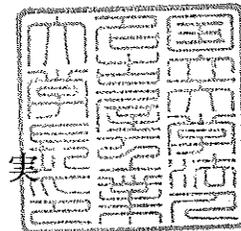
- 第1 役員
- 第2 副学長
- 第3 附属図書館長
- 第4 領域長
- 第5 教育類長
- 第6 専攻長
- 第7 センター長
- 第8 技術グループディレクター
- 第9 事務局長
- 第10 事務局次長
- 第11 アシスタントグループディレクター
- 第12 チームリーダー
- 第13 人事労働関係、経営方針に関する機密事項に接する地位にある者
 - 一 総務チーム サブチームリーダー
 - 二 企画広報チーム サブチームリーダー
 - 三 人事チーム サブチームリーダー
 - 四 財務チーム サブチームリーダー
 - 五 監査室 サブチームリーダー
 - 六 総務チーム（領域事務室は除く。） マネージャー（相当職を含む。）
 - 七 企画広報チーム マネージャー（相当職を含む。）
 - 八 人事チーム マネージャー（相当職を含む。）
 - 九 財務チーム マネージャー（相当職を含む。）
 - 十 総務チーム 秘書業務を担当する職員

上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年11月30日

国立大学法人名古屋工業大学長

高橋



名古屋工業大学職員組合執行委員長

高木

